



平成 23 年 8 月

厚生労働大臣
細川 律夫 様

社団法人日本理学療法士協会
会長 半田 一登

社団法人日本作業療法士協会
会長 中村 春基

一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長 深浦 順一

共同利用型訪問リハビリステーションの設置について
(要望)

日頃より我々の活動にご理解をいただき心より感謝しております。

平成 21 年度介護報酬改定ならびに平成 22 年度診療報酬改定においては、リハビリテーションに重点を置いた評価をいただきました。その期待に報いるために、リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）として努力をしているところです。

さて、今後の医療・介護については、地域の実情に応じたサービス提供体制の効率化・重点化、そして機能強化を図る必要があると認識しています。しかしながら、地域では、リハビリテーションのニーズがあるにもかかわらず、現在のリハビリテーション資源は他の介護サービスに比べサービス拠点数が圧倒的に少なく、ニーズに応じた提供量が確保出来ていません。とりわけ、訪問リハビリテーションは、極めて量が不足しており、地域間の格差問題もあります。そこで、我々3団体は、広く国民へのリハビリテーションサービスの普及を念頭に置いた検討を重ね、平成 24 年度同時改定に向けて、「共同利用型訪問リハビリステーション」の設置をご要望申し上げます。この「共同利用型訪問リハビリステーション」を広く設置することによって、在宅医療の充実や地域包括ケアシステムの構築、居住系サービスの機能強化、そして介護予防や重度化予防の実現に直接寄与でき、国民の安心で安全な医療・介護サービスの提供体制の実現にかなうものと考えます。

何卒ご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。